



長野県報

1月20日(月)
令和7年
(2025年)
第576号

目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林の内容を変更する旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
--------------------------	---



長野県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和7年1月20日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
上諏訪薬局	諏訪市大手2-3-10	令和7年1月1日
こぶし薬局	茅野市豊平4538-1	令和7年1月1日
しなのき調剤薬局	長野市大字北長池1602番地15	令和7年1月1日
諏訪薬局	諏訪市大字豊田263番1	令和7年1月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	令和7年1月1日
ツクイ長野訪問看護ステーション	長野市南長野西後町1597-1 長野表参道ビル6階	令和7年1月1日
訪問看護ステーションメロディー	松本市笹賀3972番地1	令和7年1月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第13号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第14号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村大字塚字屋敷17815の20（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第15号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村大字塚字屋敷17815の4（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課